

青森県建築士会
会員各位

八戸市長 熊谷 雄一
(公印省略)

(仮称) はちのへ空き家解消ネットワーク設立に係る参加事業者の募集について

平素より市の空き家対策に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、市では課題となっている空き家問題に官民一体となって取り組むため、官民連携組織として新たに「(仮称) はちのへ空き家解消ネットワーク」を立ち上げることといたしました。

本ネットワークは、市が実態調査等で把握している空き家の所有者情報等をネットワーク参加事業者を提供することにより、各分野の専門家が有する知見を活かして空き家の解消に繋げていくことを目的としております。

つきましては、設立にあたって下記のとおり参加事業者を募集いたしますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 参加条件 別紙「ネットワークへの参加について」の参加条件及び注意事項を満たす事業者
- 2 申込書類 ①「はちのへ空き家解消ネットワーク事業者登録申込書」
②「個人情報に関する誓約書」
- 3 申込方法 電子メールまたは郵送（郵便料は事業者負担）
- 4 申込期限 令和 5 年 9 月 8 日（金）
- 5 その他 はちのへ空き家解消ネットワークの目的、概要、構成団体や参加事業者の役割等については別紙「ネットワークへの参加について」をご確認ください。
また、ご不明な点等ありましたら下記担当までご連絡ください。

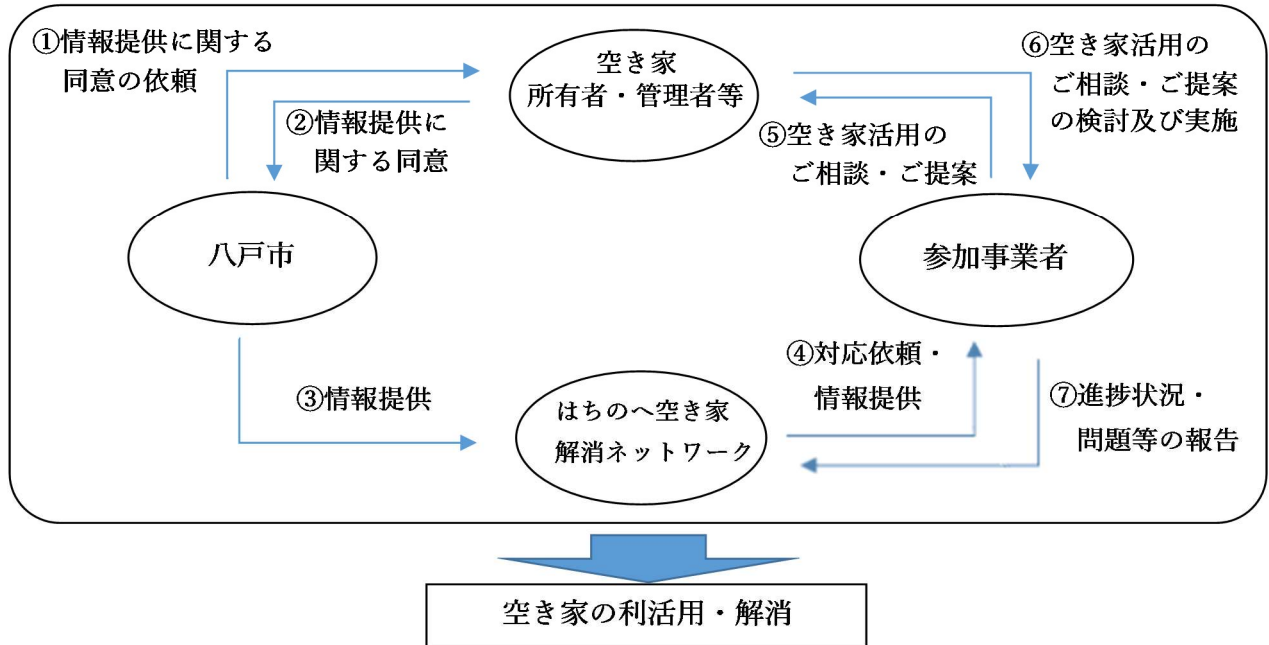
【問合せ先】	八戸市 都市整備部 都市政策課 空き家対策グループ 担当：柏崎 TEL：0178-43-2824（直通） FAX：0178-41-2302 Mail：toshisei@city.hachinohe.aomori.jp
---------------	--

ネットワークへの参加について

1. はちのへ空き家解消ネットワークの目的

市が実態調査等で把握した空き家の所有者情報等をネットワーク参加事業者を提供することにより、各分野の専門家が有する知見を活かして空き家の解消に繋げていく。

2. ネットワーク相談の流れ（イメージ図）



3. ネットワークへの参加メリット

- ・ネットワークの活動を通じて専門知識と経験を活かしたビジネスの機会を得られます。
- ・市が調査で把握した空き家の所有者等の情報を提供します。

4. 参加事業者の役割

空き家の利活用・解消を希望する所有者等の情報を提供しますので、所有者等へ連絡して意向に沿った相談や提案をしていただきますようお願いいたします。

なお、内容の実施に係る費用（売買、改修、調査等）は所有者等の負担となります。

5. 各団体との協定締結について

今年度中に各団体との協定締結を目標としており、協定締結後にはちのへ空き家解消ネットワークは正式発足する見込みです。協定締結の有無は各団体に委ねておりますが、仮に所属する団体が協定に参画しなかった場合には、はちのへ空き家解消ネットワーク事業者の登録は取り消しとなりますので、ご了承ください。

6. 参加条件及び注意事項

(1) 参加条件

- ①ネットワーク構成団体の会員であり、八戸を管轄する支部等に所属していること。
- ②宅地建物取引業者は、事務所を登録すること。
- ③宅地建物取引業者以外の各士業は、個人を登録すること。(所属する事務所名での活動は可能)
- ④宅地建物取引業者においては、八戸市の実施する空き家バンク協力事業者に登録すること。
- ⑤初回相談は無料（時間制限可）で対応すること。
- ⑥ネットワーク事務局へ対応案件の進捗状況や問題等の有無について規定の方法により報告すること。(ネットワーク内での情報共有は、原則として E メールを使用すること。なお、将来的には効率化するために IT ツール（グループウェア）の活用を想定しています。)

(2) 注意事項

- ・ネットワークでの活動は、市と各団体との協定に基づくものであり、市との契約による業務ではないことから、本活動の対価として市が報酬をお支払いするものではありません。

【はちのへ空き家解消ネットワーク準備会議構成団体】

- ・青森県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会青森県本部・青森県司法書士会
- ・青森県行政書士会・青森県弁護士会・青森県土地家屋調査士会・青森県不動産鑑定士協会
- ・青森県建築士会・八戸市シルバー人材センター・青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫